

相模原市告示第 8 6 号

令和 7 年度における労働報酬下限額の改定について

相模原市公契約条例(平成 2 3 年相模原市条例第 2 9 号)第 6 条の規定により令和 7 年度における労働報酬下限額を定めたので、同条例第 7 条第 3 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 1 日

相模原市長 本村 賢太郎

1 労働報酬下限額を定めた契約の種類

相模原市公契約条例第 6 条第 1 号に規定する対象工事請負契約

2 労働報酬下限額

別表のとおり

3 適用日

令和 8 年 3 月 1 日

4 経過措置

令和 8 年 2 月 2 8 日以前に入札の公告又は通知した対象工事請負契約については、令和 7 年度中においては、従前の労働報酬下限額を適用する。ただし、令和 7 年度に入札の公告又は通知した対象工事請負契約のうち、令和 8 年 3 月 1 日から 3 月 3 1 日までにインフレスライド条項を適用し変更契約した場合は、変更契約日から改定後の労働報酬下限額を適用する。

令和7年度(令和8年3月から適用)における相模原市対象工事請負契約に係る労働報酬下限額

(単位:円)

No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	3,477	18	さく岩工	4,692	35	左官	3,690
2	普通作業員	3,015	19	トンネル特殊工	4,703	36	配管工	3,195
3	軽作業員	2,048	20	トンネル作業員	3,600	37	はつり工	3,500
4	造園工	3,027	21	トンネル世話役	4,805	38	防水工	3,915
5	法面工	3,567	22	橋りょう特殊工	4,085	39	板金工	3,927
6	とび工	3,725	23	橋りょう塗装工	4,095	40	タイル工	3,105
7	石工	3,702	24	橋りょう世話役	4,613	41	サッシ工	3,680
8	ブロック工	3,600	25	土木一般世話役	3,915	42	屋根ふき工	—
9	電工	3,545	26	高級船員	4,445	43	内装工	3,915
10	鉄筋工	3,555	27	普通船員	3,668	44	ガラス工	3,747
11	鉄骨工	3,342	28	潜水士	5,805	45	建具工	—
12	塗装工	4,085	29	潜水連絡員	4,163	46	ダクト工	3,263
13	溶接工	4,377	30	潜水送気員	3,882	47	保温工	3,207
14	運転手(特殊)	3,623	31	山林砂防工	3,635	48	建築ブロック工	—
15	運転手(一般)	3,060	32	軌道工	6,390	49	設備機械工	3,140
16	潜かん工	4,175	33	型わく工	3,680	50	交通誘導警備員A	2,273
17	潜かん世話役	4,985	34	大工	3,420	51	交通誘導警備員B	2,105

※ 公共工事設計労務単価が設定されなかった「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、労働報酬下限額を設定せず、対象労働者から除外することとする。

※ 次に掲げる労働者の労働報酬下限額については、相模原市公契約条例第6条第2号に規定する対象業務委託契約等に係る労働報酬下限額と同額の1,230円とする。

- (1) 見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者
- (2) 年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者